

第9回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成25年1月25日(金) 14:30~17:00
場所 市役所第二庁舎 5階第1会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- ① 自治基本条例の見直し検討事項について・・・・・・・・・・1
- ② 市民自治推進委員会意見書について・・・・・・・・・・4

(2) その他

次回日程(予定)

平成25年2月 日(金)

時間 14:00~17:00

場所 鳥取市役所本庁舎 4階第 会議室(予定)

4 そ の 他

5 閉 会

第9回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H25. 1. 25（金）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成24年度の活動計画について
資料 1	自治基本条例施行後の主な取り組みについて

平成24年度の活動計画について

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
年間を通じて協議が見込まれる事項 ○自治基本条例の見直しについての審議		
1回	4月27日	○平成23年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」提出 ○市長との懇談 ○今年度の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
2回	6月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について
3回	7～8月	○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	○委員会意見書の策定についての検討
6回	3月	○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

■自治基本条例の見直し検討事項について

自治基本条例の見直しに際して、第5回委員会での協議のなかで、条例の課題について論議いただき、まず、出された課題のなかで、住民投票及び危機管理を優先して検討を進めていき、その他の検討課題については適宜議論をすることで整理された。そのため、第6回から第8回にかけては、住民投票と危機管理を中心に議論を行っている状況である。

このたび、住民投票と危機管理については議論が出尽くしたことから、その他の検討課題の議論に入っていくこととする。

以下に、その検討項目について、第5回委員会でも提供した課題抽出シートをもとに、列挙する。

検討すべきとされた条項及び事項

第2条 定義

第2条	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び執行機関をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、<u>意思決定に関わること</u>をいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。</p>
意見	<p>(1) 「市民」の定義について、外国人の位置づけをどのようにするか。</p> <p>(4) 『意思決定に関わること』という所が、わかりにくいように思う。</p>

第6条 情報共有の原則

第6条（情報共有の原則）	第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。
意見	<p>市民と市とは一方通行でなく双方向の関係が重要とされている。</p> <p>そこで現在各地区の自治会等まちづくりを志向している人たちが抱えている問題、課題、要望等、情報の入手はどのように行われているのだろうか。</p> <p>様々な政策を決定する課程で、策定委員会、審議会等は地域住民のニーズの把握はしっかりと行われて政策決定に活用されているのだろうか。そしてその情報の共有の実際はどのようになっているのだろうか。また、そこに当委員会が関わり、支援すれば住民の意志に沿って前進することになるのではないか。</p>

第9条 議会の役割及び責務

第9条（議会の役割及び責務）	<p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。</p> <p>2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。</p> <p>3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。</p>
意見	<ul style="list-style-type: none">・3項に係る「議会活動に関する情報提供」について、議員の責務を更に明確化する必要がある。・具体例としては、議会基本条例等の制定を議員自らの責任のもとに制定する必要がある。・この度の市庁舎建設問題に関しても、一応の民主的手続きに基づき取り扱われてきてはいるが、その重要性に鑑み、議会としての市民に対する検討段階からの情報提供が不十分であったのではないか。

第13条 コミュニティ

第13条 コミュニティ	<p>第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。</p> <p>3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</p> <p>4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。</p> <p>5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</p>
意見	<p>コミュニティ活動の拠点施設として地区公民館を位置づけている。私は拠点はもっと柔軟に考えても良いのではないかと思う。</p> <p>地域についても学校区、自治会等に定めなくても、日常の生活圏域等実態に合った範囲で良いと思うが、どうだろう。</p> <p>そこで拠点は「地区公民館及びその他それぞれの地域における集会所等」としてはどうだろう。</p>

第15条 総合計画

第15条 (総合計画)	<p>第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。</p> <p>2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。</p>
意見	<p>2項の総合計画を常に検討と見直すことについては、表現を改めて、実態に合わせる検証、改正が必要と考えています。</p>

第18条 情報公開及び提供

第18条 (情報公開及び提供)	<p>第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。</p> <p>2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。</p>
意見	<p>現在、どのような内容の情報公開が求められているのか、よく分かりませんが、企業や事業者が営利目的から情報公開を求めたような場合でも、対応する必要があるのかどうか、議論の余地があるように思います。</p> <p>市民の知る権利を保障するといえども、それは、公共の福祉のために利用されるという認識が前提ではなかろうかと思われるからです。</p>

第28条 市民自治推進委員会

第28条	第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。
意見	地域におけるコミュニティ活動の実情を調査するため、出来る限り地区の自治会が開催する集会に出席し、情報を入手し実効があがる活動を支援し、本市と市民の参画と協働の実際を市長に報告する仕組みにしてはどうだろうか。

第29条 条例の見直し

第29条 条例の見直し	第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。 3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。
意見	「4年を超えない期間ごと」に見直す規定について、現行のままでよいか。

以上8項目について、ご検討いただく。これら条項に基づく現在の本市の取り組み状況についても第5回委員会で提供しているが、あらためて別添のとおり資料を添付する。【資料1】

■市民自治推進委員会意見書について

自治基本条例の見直しに際して、第8回で協議していただいたように、既に送付している記入表をもとに議論を行う。

自治基本条例施行後の主な取り組みについて

1 各条項の主な取り組みについて

第1章 総則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

取り組み状況

定義のため特になし。

第3章 自治の基本原則

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

取り組み状況

本原則に基づき、情報共有を行っています。

※ 参考 第18条、第19条

第4章 自治を担う主体の責務等

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

取り組み状況

地区公民館を、生涯学習活動の拠点施設並びにコミュニティ活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、コミュニティの充実、強化を図ってきました。

(1) 必要な支援について

・協働のまちづくりの基本的な考え方をまとめた「協働のまちづくり基本方針」の策定及び協働のまちづくりをわかりやすくまとめた「協働のまちづくりハンドブック」の作成 (H21 年度)

・市内の協働の取り組み事例をまとめた「協働事業事例集」の作成 (H23 年度)

(2) 財政的な支援について

・鳥取市自治連合会補助金

・鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金

・鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

(3) 自治会加入率について

69.5% (H24.3.31)

(4) まちづくり協議会について

全61地区で設立。地域コミュニティ計画策定 58地区。協働のまちづくり支援宣言 58地区 (H24.8.31)

(5) 地区公民館の充実

職員配置、施設整備など

第6章 市政運営

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

取り組み状況

第9次鳥取市総合計画（平成23年3月策定）

○基本構想：平成23～32年度（10年間）

○基本計画：平成23～27年度（5年間）

○実施計画：前期（平成23～25年度）、後期（平成25～27年度）

○まちづくりの理念：「人を大切にすまち」

○めざすべき将来像：「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」

- ① この総合計画は、まちづくりの理念のもと、将来像の実現に向けて、5つのまちづくりの目標と6つのリーディングプロジェクトを定めるとともに、計画を着実に推進するために基盤となる3つの基本方針を柱としています。

- ② 総合計画の策定にあたっては、市民の皆さんの意見を反映するよう、総合企画委員会に公募委員を募ったり、市民アンケート調査の実施、市民まちづくりワークショップの提言の取りまとめ、市民政策コメントの実施などの取組みを積極的に行いました。
- ③ 実施計画は、第8次鳥取市総合計画の実施計画と異なり、毎年の見直しを採用せず、前期実施計画の検証を踏まえ後期実施計画を策定することとしています。その実施状況や成果を検証するために、行政評価と連動させて事業の評価を毎年行い、計画全体の進捗を表すものとして公表していきます。
- ④ 第15条2項の総合計画を常に検討と見直すことについては、表現を改めて、実態に合わせる検証、改正が必要と考えています。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

鳥取市情報公開条例（平成11年3月制定）に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応しています。

年度	開示請求者	開示状況
平成21年度	124	全部開示 17 部分開示 83 ほか
平成22年度	112	全部開示 13 部分開示 90 ほか
平成23年度	106	全部開示 17 部分開示 76 ほか

第9章 市民自治推進委員会

- 第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。
- 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。
- 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

取り組み状況

任期	委員数	委員会開催回数	意見等
平成20年11月27日～ 平成23年3月31日	10名	H20年度 3回 H21年度 6回 H22年度 6回	・H21年度 鳥取市自治推進委員会 報告書 ・H22年度 参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書
平成23年4月1日～平成 25年3月31日	10名	H23年度 6回 H24年度 9回 (今日現在)	・H23年度 鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書

第10章 条例の見直し

- 第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。
- 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。
- 3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

取り組み状況

- 平成23年度 第4回市民自治推進委員会において見直しのための検討を開始（H23.9.28）
- 平成24年度 第4回市民自治推進委員会において見直しの諮問（H24.9.28）